

## 香川県住宅用太陽光発電設備導入促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** 香川県住宅用太陽光発電設備導入促進事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、香川県補助金等交付規則(平成15年香川県規則第28号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金交付の対象)

**第2条** 知事は、太陽光発電システムの一層の普及促進を図ることにより、温室効果ガスの排出を抑制するため、第4条第1項に定める要件を満たす住宅用太陽光発電システム(以下「対象システム」という。)の設置(設置された建売住宅を購入する場合を含む。以下「補助事業」という。)に要する費用の一部について、補助事業を行う者であって第3条に定める要件を満たす者(以下「補助事業者」という。)に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助事業者)

**第3条** 補助事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 香川県内の住宅(現に住居として使用されるもの又は住居として使用される予定のものに限るが、店舗又は事務所等との兼用は可とする。設置する住宅が補助事業者の所有物でない場合は、当該住宅の所有者から書面による設置承諾を受けているものに限る。)において、補助事業を行う個人(個人事業主を含む。以下同じ。)、法人、又は建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第25条第1項に規定する管理者(以下「区分所有法に規定する管理者」という。)であること。
- (2) 前号の香川県内の住宅において新たに太陽光発電システムを設置する者又は既存の太陽光発電システムを増設する者(既存の太陽光発電システムの全部又は一部を撤去する者を除く。)であること。
- (3) 電力会社と10kW未満(増設の場合は既設分を含む。)の太陽光発電設備の電力受給契約を締結する者であること。
- (4) 県税の滞納がないこと。

(対象システム及び補助金の額)

**第4条** 対象システムは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 太陽光発電による電気が、当該太陽光発電システムが設置される住宅において消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるもの
- (2) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第6条第1項の規定による10kW未満(増設の場合は既設分を含む。)の太陽光発電設備の認定を受けるもの
- (3) 太陽電池モジュール・パワーコンディショナは未使用品であるもの(移設されたもの又は同一設置場所で過去に電力会社と系統連系されたものは対象外。)
- (4) 第8条に規定する交付決定の前に、補助対象経費の対象システムの工事に着工していないもの。建売の場合は、対象システムが設置された建物の引渡し及び電力受給の開始がされていないもの

**2** 補助金の額は、1kW当たり2万円に、太陽電池の公称最大出力(日本工業規格(以下、JISという。)に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力とするが、国際電気標準会議等が策定した国際規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力も可とする。以下同じ。)の合計値(kW表示とし、小数点以下2桁未満は切り捨て、その合計値が4kWを超えるときは、4kWとする。)を乗じて得た額(千円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額)とする。

**3** 前項の規定にかかわらず、対象システムが、この要綱又は香川県住宅用太陽光発電設備等導入促進事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けた住宅用太陽光発電システム(法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第2に定める年数をいう。以下同じ。)が経過しているものを除く。)に係る電力受給契約において増設となるものである場合は、補助金の額は、既に交付を受けた補助金の額と合わせて8万円となる額(千円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額)を上限とする。

(交付の申請)

**第5条** 規則第4条の規定による申請をしようとする者は、あらかじめ、補助金交付申請書(様式第1号)。

以下「交付申請書」という。)に必要書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(交付申請書の受付)

**第6条** 交付申請書の受付期間は、知事が別に定める。

(補助金の交付の条件)

**第7条** 知事は、規則第5条の規定による補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)をする場合には、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更(第10条第1項に規定するものに限る。)する場合には、知事の承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業が完了したときは、知事が定める期限までに、実績報告書を知事に提出しなければならないこと。
- (4) 補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、補助事業を完了し、又は廃止した年度の翌年度から起算して5年間これを保存しておかななければならないこと。
- (5) 知事の求めに応じて補助事業に係る報告を行い、又は知事が指名した職員が行う当該補助事業に係る設備、帳簿書類その他の物件の検査を受けなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得した財産については、第17条第1項に定める期間は、知事の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。ただし、補助金の全部に相当する額を県に納付した場合は、この限りでない。
- (7) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(補助金交付決定)

**第8条** 知事は、第5条に規定する申請があったときは、その申請に係る書類等の審査により、その申請の内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定し、補助事業者に対して、前条に規定する条件のほか、交付決定番号、補助金申請額及び交付を決定した日(以下「交付決定日」という。)を記載した交付決定通知書により通知するものとする。

- 2 補助金を交付しないことを決定したときは、知事は速やかに申請者に通知するものとする。

(工事の着工又は建物の引渡し等)

**第9条** 補助事業者は、交付決定日以後に、対象システムの設置に係る工事に着工し、又は建物の引渡しを受け、かつ、電力会社と対象システムの電力受給を開始しなければならない。

- 2 補助事業者は、第12条の実績報告書を提出するまでに、対象システムの設置に係る工事を完了し又は建物の引渡しを受け、かつ、電力会社と対象システムの電力受給契約を締結しなければならない。

(補助事業の変更)

**第10条** 補助事業者は、補助金の額の変更を伴う対象システムの太陽電池の公称最大出力を変更する場合には、速やかに、変更承認申請書(様式第2号)を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

- 2 前項の変更承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 補助事業者が契約者である工事請負契約書(注文書及び注文請書を含む。)又は売買契約書の写し
  - (2) 補助事業者の現住所の住民票で3ヶ月以内に発行されたもの(申請者が個人である場合で交付申請書提出時から住所の変更があった場合に限る。)
  - (3) その他知事が必要と認める書類
- 3 知事は、第1項に規定する変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該変更を承認するか否かを決定し、補助事業者に通知するものとする。
- 4 知事は、前項に規定する承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業者の変更)

**第10条の2** 補助事業者の死亡により補助事業等を遂行することができない場合であって、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該補助事業者の地位を承継すべき相続人を選定したときは、その者)が、補助事業者の地位の承継について知事の承認を受けようとするときは、補

助事業者の変更承認申請書（様式第2号の2）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業者の戸籍謄本
- (2) 申請者の住民票で3ヶ月以内に発行されたもの
- (3) 申立書
- (4) 申請者が契約者である電力会社が発行する「電力受給契約書」の写し
- (5) その他知事が必要と認めるもの

3 知事は、第1項に規定する補助事業者の変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該変更を承認するか否かを決定し、申込者に通知するものとする。

4 知事は、前項に規定する承認をする場合において、必要に応じ受理決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

5 第2項の規定にかかわらず、第2項第4号の書類は、補助事業者の変更承認申請書の提出時の添付を省略し、第12条第1項の実績報告書の提出時にあわせて提出することができる。

(補助事業の中止等)

**第11条** 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

(実績報告書)

**第12条** 規則第13条の規定による実績報告を行おうとする者は、実績報告書（様式第4号）に必要書類を添付して、知事に提出しなければならない。この場合において、補助事業の完了日は、電力会社と対象システムの電力受給を開始した日とする。

(補助金の額の確定)

**第13条** 知事は、規則第14条の規定による補助金の額を確定したときは、補助事業者に補助金交付額確定通知書により通知するものとする。

(補助金の支払)

**第14条** 補助金は前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第5号による補助金交付請求書を知事に提出しなければならない。

(決定の取消し)

**第15条** 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 補助金の交付決定の前に補助事業に着手していたとき。
- (5) 補助事業の遂行ができないとき。
- (6) 法令、この要綱又は法令若しくはこの要綱に基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。

(手続代行者)

**第16条** 補助事業者は、交付申請書、第10条第1項の変更承認申請書、第11条の中止（廃止）承認申請書、第12条第1項の実績報告書及び第14条の補助金交付請求書について、対象システムを販売する者等（以下「手続代行者」という。）に対して、これらの手続を代行させることができる。

2 手続代行者は、前条の手続を誠意をもって実施するものとし、当該手続の代行を通じ補助事業者に関して知り得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

3 知事は、手続代行者が第1項に定める手続を偽り、その他不正の手段により手続を行った疑いがある場合は、必要に応じて調査し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表することができるものとする。

(取得財産等の管理)

**第17条** 規則第22条第2項ただし書きに規定する知事が定める期間は、法定耐用年数とし、同項第4号に規定する知事が別に定めるものは、補助事業により取得した財産とする。

2 補助事業者は、天変地災その他自らの責に帰することのできない理由により、補助事業により取得した財産が毀損し、又は滅失したときは、財産毀損・滅失届出書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

**第18条** 補助事業者は、規則第22条第2項の規定に基づき、補助事業により取得した財産の処分について承認を得ようとするときは、あらかじめ知事に財産処分承認申請書（様式第7号）を提出し、承認を得なければならない。

2 補助事業者は、知事が前項の承認と併せて補助金の全部又は一部について返還を請求したときは、請求に応じ返還しなければならない。

(報告)

**第19条** 知事は、補助事業に関し必要があると認めるときは、補助事業者に対し必要な報告を求めることができる。

(書類の提出)

**第20条** この要綱により知事に提出する書類（以下「書類」という。）の部数は1部とする。

2 書類の提出先は、香川県環境森林部環境政策課とする。

3 書類の提出の方法は、郵送（配達記録が確認できるものに限るものとし、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による信書の送達を含む。）に限るものとする。

(太陽光発電設置等に関する調査への協力)

**第21条** この補助金の交付を受けた者は、知事の求めに応じ、太陽光発電設置等に関する調査に協力するものとする。

(その他)

**第22条** この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 香川県住宅用太陽光発電設備等導入促進事業補助金交付要綱（平成23年4月20日付け23環政第5650号）は廃止する。ただし、同要綱第16条、第18条、第19条、第20条及び第22条の規定は、なお、その効力を有するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成27年8月13日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年10月19日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。